

府 番 第 2 7 号
総 行 住 第 1 4 号
総 税 市 第 1 2 号
平成 2 7 年 2 月 1 3 日

各都道府県社会保障・税番号制度主管部局長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
(公印省略)

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

自治税務局市町村税課長
(公印省略)

一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に規定する一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）については、その事務の実施にあたり、当該一部事務組合等を構成する地方公共団体（以下「構成地方公共団体」という。）から住民基本台帳に記載又は記録された事項（以下「住民基本台帳情報」という。）や税務関係情報等の必要な情報が提供されているところですが、社会保障・税番号制度導入後は、これらの情報に個人番号が付される場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報として扱うことが必要となります。

これを踏まえ、下記のとおり、一部事務組合等と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受に関する考え方をまとめましたので、事務処理に当たっての参考にしていただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内市区町村（一部事務組合等を含む。）に対しまして、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 基本的考え方

地方自治法第 284 条に基づき一部事務組合等を設立し、地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなった場合には、同条第 2 項又は第 3 項の規定により、構成地方公共団体の執行機関は消滅することとされ、また、地方自治法第 292 条の規定により、一部事務組合等には、都道府県に関する規定又は市町村に関する規定を準用し、個別の法令の規定において「都道府県」「市町村」とあるのは「一部事務組合等」と読み替えて適用されることとされている。

したがって、一部事務組合等の設立により、共同処理させる事務に係る構成地方公共団体内の部署が廃止される一方で、制度を規定する法令が一部事務組合等に直接適用されることから、一部事務組合等は構成地方公共団体の一部署に成り代わり、個別法令の規定に基づき事務を行うものであり、構成地方公共団体が保有している個人情報についても「同一地方公共団体内の内部利用」とみなして必要な限度で利用することができるものであること。

この場合、構成地方公共団体と一部事務組合等との間の特定個人情報の授受については、特定個人情報の「利用」に該当するものとして、同法第 9 条第 2 項の適用を受けるため、構成地方公共団体において、同項に基づき庁内連携に関する条例が整備される必要があること。

なお、個人番号をその内容に含む住民基本台帳情報については、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 1 条の規定により庁内連携が可能となるものであることから、庁内連携のための特段の条例の整備は不要であること。

2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について

例えば、窓口業務を市町村に残し、その他の審査・認定業務等を一部事務組合が処理する場合など、特定の事務を一部事務組合等が構成地方公共団体とともに処理する場合には、同一部署内での内部利用となり、番号法上の特定個人情報の提供に当たらず、また、庁内連携のための条例整備についても不要であること。

3 一部事務組合等を新設した場合について

社会保障・税番号制度導入後、一部事務組合等を新規に設立する場合には、これに伴い、それまでの事業実施により構成地方公共団体において保有している情報を一部事務組合等へ引き渡す必要があるが、この場合は、番号法第 19 条第 5 号に規定する事業の承継に伴う特定個人情報の提供と位置づけられるものであること。

4 地方税法上の守秘義務との関係について

一部事務組合等と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受と地方税法第 22 条の守秘義務との関係については、それぞれの制度を規定する法令における行政機関の調査権限等を踏まえ、地方税法上の守秘義務が解除され得るのかどうか個別に検討を要するものであることから、番号法上の特定個人情報の利用又は提供とは別途検討を要するものであること。

なお、現在も一部事務組合等で共同処理が行われている介護保険や後期高齢者医療に関する事務については、それぞれ介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）において、被保険者等に対する調査権限とこれを担保する規定（過料）が規定されていることから、これらの法律に基づく事務を行う一部事務組合等へ構成地方公共団体が必要な範囲内の税務関係情報を提供することは差し支えないと考えられること。

5 その他

番号法第 9 条第 2 項に基づく条例制定については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項に基づく条例制定について」（平成 26 年 10 月 24 日付け府番第 55 号、総行住第 110 号）において通知していることから改めて参照願いたい。